

## 議員提出議案一覧表（意見書等）

### 議員提出議案第27号

#### 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書（可決）

東日本大震災や熊本地震を初め、土砂災害、大水害等各地で想定を超える大規模な自然災害が発生し、甚大な被害が相次いでいる。平成28年においても、4月の熊本地震のみならず、8月以降の複数の台風により、特に北海道や東北地方を中心に多くの人命が失われ、甚大な被害に見舞われた。また10月には、鳥取でも震度6弱の地震が発生している。

迅速な復旧・復興とともに、安全・安心な国づくりに資する防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって国においては、地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

#### 記

- 1 被災者支援システムの全自治体への完備・普及や学校区単位での自主防災コミュニティの組織化及び訓練の実施等により、地域防災力の向上を図ること。
- 2 大規模水害から住民の命と暮らしを守るため、自治体の枠を超えた流域ごとのタイムラインの作成や避難行動に直結するハザードマップの作成及び適切な避難勧告・指示発令のための体制構築を図ること。
- 3 災害に強い防災拠点の整備として、スマートフォン等で家族の安否や緊急連絡を得られるようにするための公衆無線LANの設置や、災害時におけるトイレ機能確保のためのマンホールトイレの整備を促進すること。
- 4 子どもや女性、高齢者や障害者が避難所生活でつらい思いをすることがないように、避難所の環境整備や防犯体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月16日

---

### 議員提出議案第28号

#### 高病原性鳥インフルエンザ対策に関する決議（可決）

平成28年11月28日、市内の家禽飼育農場で高病原性鳥インフルエンザが初めて発生し、同年12月2日には、近隣の農場で2例目が発生した。

今回の感染被害は防疫措置を伴う災害であり、国、県、市の連携のもと、防疫措置が迅速に進められ、12月5日には完了したところである。

しかしながら、養鶏を初め家禽飼育は本市農業の重要な産業であり、鳥インフルエンザの発生は、被災した事業者の経営に多大な影響を与えるほか、市民の健康や食の安全に対して不安が広がり、風評被害につながる事態も憂慮される。

よって、今後も国や県と連携を密にし、高病原性鳥インフルエンザに対する万全の対策を講ずるよう、下記のとおり求める。

#### 記

- 1 市内の他の農場での感染防止に向けて、防鳥ネットの点検や畜舎内外の消毒などの徹底を指導する

こと。

- 2 市民の不安を払拭するため、「流通している鳥肉・鶏卵などは安全である」など、適切な情報提供により風評被害の発生防止に努めること。
- 3 発生した農場の経営継続及び雇用を維持するために、事業者への支援対策や融資制度に市独自の支援策を含めること。
- 4 発生農場には家畜伝染病予防法に基づく手当金はあるが、食用アヒルについては家畜防疫互助基金制度が対象外であることから、何らかの対応をするように国・県へ働きかけること。

以上、決議する。

平成29年1月16日

---

### 議員提出議案第29号

#### 少人数学級拡大と教職員定数改善を求める意見書（可決）

現在の学校教育の現場は、いじめや暴力、不登校等の多くの困難な課題を抱える中で、新しい学習指導要領によって授業時数や指導内容が増加するなど、多忙をきわめている。

少子化によって児童・生徒数が減少している状況ではあるが、教職員が複雑・困難化する子どものニーズにきめ細かく対応し、子どもの学ぶ意欲や主体的な取り組みを引き出すためには、教育投資を拡大し、教職員数を増加させるなどの環境整備が強く求められる。

一方で、教職員の定数は第7次教職員定数改善計画（平成13年度～平成17年度）以降、10年間、国による改善が行われていない現状にある。

日本の1学級の教員1人当たりの児童・生徒数は、いまだに他の先進国と比べて低い水準にあり、自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国庫負担に裏づけされた教職員定数の改善が求められる。

財務省は、平成28年11月に、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会財政制度分科会において、教職員定数を削減する案を示しているが、専ら少子化を理由にして財政削減を図るための定数削減であり、教育現場の課題に応える内容とはなっていない。

教職員定数は、特別支援や通級指導を受ける児童・生徒や日本語指導の必要な児童・生徒の増加など、社会構造や教育内容の変化に伴う教育現場の抱える課題を踏まえた改善が必要である。

国は、義務標準法を改正し、35人以下の少人数学級の拡大を早期に実現するとともに、学級編制の標準及び教職員の定数を計画的かつ確実に改善していくべきである。

よって、子どもたちの教育環境改善のため、少人数学級を拡大し計画的な教職員定数改善を推進するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月16日

---

### 議員提出議案第30号

#### 私学助成の充実強化を求める意見書（可決）

私立学校は、おのこの建学の精神のもとで社会の要請に応じて特色ある教育を行い、公教育の発展に重要な役割を果たしている。

個性的でグローバルな人材育成や教育におけるICT化推進など、新しい教育の展開に向けて私立学校が果たす役割は、ますます重要となっている。

一方で、少子化が進む中で各私立学校とも厳しい財政運営を強いられており、授業料等の増額に踏み切らざるを得ない学校も少なくない。また、私立学校で学ぶ生徒等や家庭の経済状況は悪化しており、保護者の教育費負担は限界に達している。

我が国の将来を担う子どもたちの学校選択の自由を実質的に保障し、私立学校が十分な教育環境を確保するためには、公立学校に比べ財政的基盤の脆弱な私立学校に対する助成措置の拡充が必要不可欠である。また、子どもたちの安全・安心のため学校施設の耐震化等も急務であり、支援が求められる。

よって、国においては、私立学校教育の重要性を認識し、私学助成に係る国庫補助制度及び地方交付税措置の一層の充実強化を図り、私学助成制度の充実・強化を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月16日

---

### 議員提出議案第31号

#### 青森空港有料道路の無料化の早期実現を求める決議（可決）

青森県道路公社が管理し、平成29年7月で30年間の料金徴収期間が切れる青森空港有料道路について、県は、平成29年7月の料金徴収期間の満了時点においても債務が残るという認識を示している。

青森空港有料道路の料金徴収期間切れに対して、同道路の今後のあり方を検討する青森空港有料道路経営改善検討委員会においては、①料金徴収期間を延長せずに道路建設費の残債を県が肩がわりすることで無料開放。②料金徴収期間を10年間延長することで銀行借り入れ分を全額償還の2パターンを軸に協議している。

市は、県に対して毎年、重点要望として青森空港有料道路の無料化を求めている。また、同道路の無料化は、青森市民にとっても青森・浪岡地区及び津軽圏域間の移動時間短縮ができるだけでなく、津軽横断道路との広域交通ネットワークの形成の観点から、青森市民だけではなく津軽圏域の住民の利便性向上に寄与するものである。

このことから、料金徴収期間を延長せずに道路建設費の残債を県が肩がわりして無料開放することで青森空港有料道路の無料化を早期に実現すること。

また、料金徴収期間を延長することには断固反対する。

以上、決議する。

平成29年1月16日

---

### 議員提出議案第32号

#### 地方財政の充実・強化を求める意見書（可決）

自治体は、子育て支援・医療・介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策及び地域交通の維持など、その果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定、実行などの新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員を初め人材が減少する中で新たなニーズへの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

このような状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を2大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。特に今年度から開始されたトップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧される。インセンティブ改革とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねない。

本来、必要な公共サービスを提供するために財源面で自治体をサポートすることが国の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに必要不可欠なサービスが削減されるとすれば本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

厳しい地方財政の現状の中、自治体が必要な公共サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、持続的な地方税財政基盤の確立が不可欠であることは言うまでもない。

平成29年度の政府予算及び地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要であることから、国に以下の事項の実現を求める。

#### 記

- 1 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策及び人口減対策などの重要課題に取り組むために増大する自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援及び介護保険制度・国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するため、社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。また、消費税・地方消費税の引き上げを再延期しても、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供し、地方財政の運営に支障を生じないように、地方交付税原資分も含め必要な財政措置を確実に講ずること。
- 3 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。仮に臨時財政対策債を発行する場合でも、その発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確実に確保すること。
- 4 地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであることから、抜本的に見直しすること。
- 5 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講ずること。
- 6 地方財政計画に計上されている歳出特別枠、重点課題対応分及びまち・ひと・しごと創生事業費については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。また、これらの財源措置について臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策及び地域交通対策など経常的に必要な経費に振りかえること。
- 7 復興交付金、震災復興特別交付税などの復興に係る財源措置については、復興集中期間終了後の平成29年度以降も継続すること。また、平成27年度の国勢調査を踏まえ、人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 8 地域間の財源偏在性の是正のため、地方偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなどの抜本的な解決策の協議を進めること。
- 9 各種税制の廃止や減税を検討する際は、自治体財政に与える影響を十分検証した上で代替財源の確

保を初め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月16日

---

#### 議員提出議案第33号

##### 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（可決）

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみ取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等さまざまな議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月16日

---

#### 議員提出議案第34号

##### 家庭用ヒートポンプ給湯機の低周波音による健康被害の対策向上に係る意見書（可決）

家庭用ヒートポンプ給湯機の低周波音による苦情相談が年々ふえる中、消費者庁の消費者安全調査委員会により、家庭用ヒートポンプ給湯機と健康上の症状の関連性について調査が実施され、その結果が報告書としてまとめられた。そこでは、低周波音による健康被害には個人差があるものの、不眠、倦怠感、頭痛、吐き気、いらいら、集中力低下などのさまざまな症状が発症している事実が公になった。

その後、消費者庁では低周波リスク低減のための対策を講じるように関係省庁に協力を求め、これを受けた経済産業省の要請により、一般社団法人日本冷凍空調工業会が作成した「家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」について、同工業会の協力のもと会員各社等への周知を図った。

しかし、このガイドブックの内容が設置事業者等に届いていない現状があり、消費者は低周波音のリスクにさらされている状況にある。

また、行政の相談窓口においては、その認識不足から低周波音による健康被害相談の申し出を断るケースも見受けられる。

現在、家庭用ヒートポンプ給湯機は、夜間電力の有効活用と温室効果ガスの削減においても広く世間で活用されている機器であり、ガイドブックに沿った安全かつ適切な設置を確実に進め、消費者の低周波音による健康被害を未然に防ぐことが重要である。

さらに、低周波音により身体的・精神的な苦痛を味わっている方々に対して、丁寧な対応とともにその人体への影響についても説明が求められている。

よって、国においては、次の事項について適切に取り組みを進めるよう強く要望する。

## 記

- 1 国は、低周波音による消費者被害の未然防止策として、関係業界団体等との連携を密にし、住宅業者や設置事業者への「家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」の周知徹底を図ること。
- 2 消費者安全調査委員会の意見を踏まえ、都道府県単位で専門窓口を設置し、国、都道府県、市町村相互の連携を強化し、被害者を孤立させない体制を整えること。
- 3 低周波音による人体への影響について、欧州など諸外国の科学的知見の収集に努めると同時に、それら等を駆使して一層の解明に向けた研究を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月16日

---

### 議員提出議案第35号

#### 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書（可決）

政府は、日本が世界に誇る社会保障の充実・安定化とそのため安定財源の確保及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めてきた。しかしながら、今般、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護などを支える消費税率の10%への引き上げが2019年10月まで再延期されることになった。

他方で、2012年には約1500万人だった75歳以上の高齢者数は、2015年には約1700万人、そして2025年には約2200万人と推計されており、このように急激に進行する高齢化への対策は確実に進める必要がある。また、日本は本格的な人口減少の時代に突入し、2015年の人口減少幅が約27万人と過去最大となった。まさに、高齢化対策も少子化対策も待ったなしである。

さらに、これらの施策を支える安定財源を確保するための日本経済の底上げも正念場であり、GDPと雇用の約7割を占める地域経済圏の活性化が求められている。今こそ地域資源や地域の特色に着目し、農林水産業の6次産業化や魅力ある観光産業の開発など、産学金官の連携による地域産業の創造と、地方への移住促進や小さな拠点・生涯活躍のまちづくりなど、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進すべきときであると考えます。

よって、政府においては、全ての国民が等しく住みなれた地域で安心して暮らし続けられるように、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講ずることを強く求め、以下の事項について要望する。

## 記

- 1 消費税率の引き上げ延期により地方における社会保障充実の施策の実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講ずること。
- 2 人材確保が喫緊の課題になっている保育士、介護職員などの処遇改善などを盛り込んだニッポン一億総活躍プラン関連施策の実施についても、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講ずること。
- 3 人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、地域の実情に応じて自主性、主体性を発揮し、地方創生を推進することができるよう、1兆円のまち・ひと・しごと創生事業費を中期的に継続すること。また、地方創生推進交付金についても、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。

4 地方自治体が提供する社会保障の充実策を初め、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを確実に実施するためには、地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税総額については確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月16日

---

#### 議員提出議案第36号

### 米政策改革に対する稲作農家の不安を払拭し、経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書（可決）

国は米政策改革において、平成30年産を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行われる状況になるよう、米政策の見直しに取り組んでいる。

全国においては、米政策改革大綱の決定以降、行政、農協系統団体、集荷団体等が連携して需給調整の取り組みを推進し、平成27年産では、生産数量目標の配分を開始して以来初めて過剰作付が解消されるなど、需要に応じた生産についての理解が浸透してきている。

一方で生産数量目標の配分がなくなれば、各産地で主体的に需給調整を行っても一部の産地が生産を増大させ生産過剰となり、米価下落の影響が出るなどの不安もあることから、以下のとおり、米の需給及び価格の安定と農業の持続的発展に寄与する政策の確立を求める。

#### 記

- 1 生産者の不安を払拭し、地域における円滑な生産調整を推進するための措置として、産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金については、戦略作物などへの支援を明確に位置づけ、将来に向けた継続的な支援とすること。
- 2 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の着実な実施とともに、現在検討を行っている収入保険制度の導入により、担い手経営の安定対策を構築すること。
- 3 日本型直接支払制度など水田農業の持続的発展に資するための各種施策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月16日

---

#### 議員提出議案第37号

### 原発再稼働の中止と原発コストの利用者への転嫁に反対する意見書（否決）

東京電力福島第一原発事故発生から5年半が経過する中で、いまだに福島県民約8万人以上が避難生活を余儀なくされている。福島第一原発事故の原因は十分には究明されず、汚染水問題などが日ごとに深刻さを増し、事故の収束もおぼつかない状況にある。

このような中で、平成27年8月の九州電力川内原発1号機を皮切りに、同年10月に川内原発2号機、平成28年1月から2月までにかけて関西電力高浜原発3号機・4号機、8月には四国電力伊方原発3号機が再稼働し、現在も川内原発1号機と伊方原発3号機の2基が稼働している。

既に16原発26基が新規規制基準適合性の審査を原子力規制委員会に申請済みであり、政府・電力会社は続々と原発を再稼働させ、原発依存の既成事実化を図ろうとしている。

さらに、経済産業省と内閣府に設置された3つの有識者会議（東京電力改革・1F問題委員会、電力システム改革貫徹のための政策小委員会、原子力損害賠償制度専門部会）においては、原発の廃炉や賠償の費用を、電力自由化によって分離された送配電網の使用料である託送料に上乗せし、原発事故時の電力会社の賠償責任に上限を設定することが一部非公開で検討されている。

原発稼働で莫大な利益を上げながら、リスクや賠償のコストは電力利用者全体に転嫁することは到底認めることはできない。

福島第一原発事故後の電力需給の実態を見れば、原発なしでも電力供給に問題がなかったことは明らかである。まずは福島第一原発事故原因の徹底した究明と事故の収束を優先させるべきであり、原発の再稼働を行うべきではない。

よって、国に対し、下記のとおり原発のコストを無関係な利用者に転嫁する原発恒久化の試みは、直ちに断念することを強く求める。

#### 記

- 1 原子力発電所の再稼働を行わせないこと。
- 2 原発コストの電力利用者への付けかえ政策を直ちに断念すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月16日

---

#### 議員提出議案第38号

##### 介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書（可決）

社会保障審議会介護保険部会は、平成28年7月から次期介護保険制度の見直しのために、軽度者に対する支援のあり方、福祉用具・住宅改修などについて本格的な議論を始めている。同部会においては介護保険の持続可能性の観点や要介護3以上の人のサービス重点化が強調されており、社会保障費抑制のためにさらなる利用者負担の増加や軽度者切りが予想される。

平成27年度から、要支援1と要支援2（約175万人）に対する掃除や調理などの生活援助サービスは、介護保険給付から市町村事業へ移行が始まり、同サービスの質や量の確保について懸念が広がっている。

ところが、今回の議論では要介護1（約122万人）と要介護2（約108万人）の軽度の要介護者に対する同サービスについても、市町村事業に移行する案が出されている。

また、軽度者向けの歩行器の貸し付けなどの福祉用具貸与や手すりの取り付けなどの住宅改修の利用を原則自己負担化することや、要支援1と要支援2の人の生活援助サービスを原則自己負担化することも論点となっている。

さらに、現在の介護サービスの利用料負担は原則1割（平成27年8月から一定以上の収入のある世帯については2割）であるが、これを原則2割に引き上げる案なども検討されている。

生活援助サービスは在宅高齢者の日々の暮らしを支え、また、福祉用具貸与や住宅改修は転倒や骨折を予防するとともに、高齢者が地域で自立した生活を継続する生命線である。

もし軽度者向けサービスの自己負担化や利用料の引き上げが行われれば、軽度者や低所得世帯などの切り捨てにつながりかねない。

高齢者の尊厳を守り自立を支援し、要介護状態の重度化を防ぐという介護保険の理念に基づき、また、家族の介護離職ゼロを実現するためにも、介護保険制度のサービス縮小を行わないよう強く求め



る。

#### 記

- 1 要介護1と要介護2の生活援助サービスは、現行どおり介護保険給付の対象とし、市町村の地域支援事業へ移行しないこと。あわせて、現在、地域支援事業に移行が進められている要支援1と要支援2の生活援助サービスの状況を把握し、高齢者が安全・安心に暮らせるように改善を図ること。
- 2 福祉用具・住宅改修及び要支援1と要支援2の生活援助サービスについて、利用者の負担増となる原則自己負担化を行わないこと。
- 3 介護保険の自己負担割合（原則1割）の引き上げや、負担額に上限を設けている高額介護サービス費の限度額の引き上げを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年1月16日

---